

---

# コーポレート・ガバナンス政策論の基礎的研究

## —市民社会を基にしたコーポレート・ガバナンス原則論の進展—

小 島 大 徳

---

### 目 次

- 1 コーポレート・ガバナンスに関する問題意識
- 2 コーポレート・ガバナンスと市民社会
- 3 市民社会によるコーポレート・ガバナンスの必要性
- 4 経営法学
- 5 コーポレート・ガバナンス原則論
- 6 コーポレート・ガバナンス政策論
- 7 次なる課題に向けて

## 1 コーポレート・ガバナンスに関する問題意識

### 1.1 コーポレート・ガバナンス機能に関する素朴な疑問—第1の問題意識—

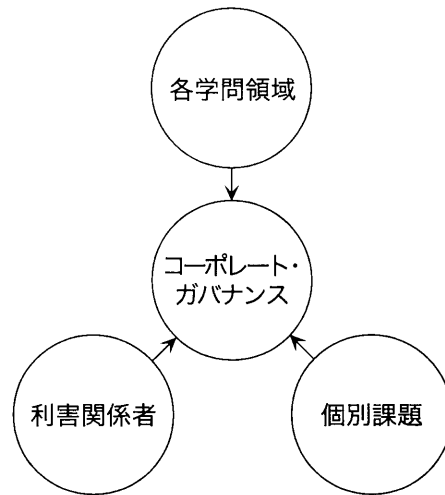
本稿でおもに論じるのは、経営学分野だけではなく、社会科学の一大トピックとなっているコーポレート・ガバナンス<sup>1</sup>である。このコーポレート・ガバナンスが活発に議論されている背景は、もうここで提示する必要はないであろう。周知の通り、コーポレート・ガバナンスは、さまざまな角度から研究と実践、そして提言がなされている。私は、このような多種多様な議論を歓迎する。しかし、同時に、コーポレート・ガバナンスに何を求め、どのような機能を有しているかが良く分からなくなるほどの議論の拡散は、戸惑いを覚える。

早速ではあるが、図1をみていただきたい。コーポレート・ガバナンスは、おもに、(1)各学問領域、(2)利害関係者、(3)個別課題、の3つから論じられているとまとめることができる。

まず、(1)については、経営学をはじめ、法学や経済学という学問分野で、それぞれの学問的背景を交えながら企業を捉え、コーポレート・ガバナンスの機能として組み込み、企業のコンプライアンス体制や効率経営を求めようとしていることを内包する。また、(2)については、株主や従業員、機関投資家などといったそれぞれの利害関係者集団が、それぞれの利益を念頭に置きつつ、企業経営の改善を求めていることを表現している。さらに、(3)については、近年、企業買収や経営革新などといった個別経営問題とコーポレート・ガバナンスを絡め、限られた経営事象などに限定し論じられることが増えていることを示している。

はたして、このように各々がばらばらにコーポレート・ガバナンスを論じている状態で、有効的なコーポレート・ガバナンスを企業経営に反映させていくことができるのかというのが、本稿における第1の問題意識である。

図1 コーポレート・ガバナンス問題に対するアプローチ



(出所) 筆者作成。

## 1.2 コーポレート・ガバナンスと企業不祥事 －第2の問題意識－

それとは別に、私は以前から、どうしても気になる事柄があった。それは、企業不祥事は、コーポレート・ガバナンス機能から発見されるわけでもないし、収束するわけでもないのではないかという疑問である。たとえば、企業不祥事の端緒の側面をみると、従業員などからの内部告発が多数を占めている。また、企業不祥事の落着方法の側面をみると、消費者やマスメディアによる社会的批判が強まり経営者が辞任することが多いことに気づく。私が研究を行っているコーポレート・ガバナンス論からみると、少々矛盾を感じる。なぜならば、コーポレート・ガバナンス論の企業不祥事への対処策では、主として企業内部（経営者）によるセルフ・ガバナンスにより事前に不祥事の種を摘みつつ、企業外部者によるチェックにより常に緊張感をもった企業経営の実践を要求しているからである。つまり、コーポレート・ガバナンスの本質的な機能によって、企業不祥事が発見されたのでも、幕が下ろされたのでもないのである<sup>2</sup>。

このことは、第1の問題意識とも密接に関係

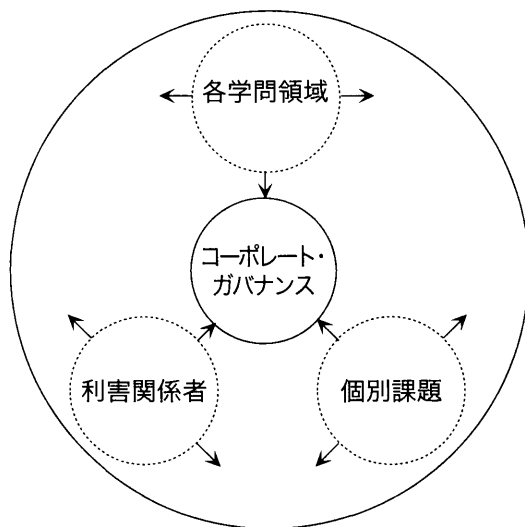
し、さまざまな角度から論じられているにもかかわらず、一向にコーポレート・ガバナンスの全体像が把握できていないことにも関係していると思われる。

## 1.3 コーポレート・ガバナンスと企業経営の 影響力－第3の問題意識－

第1と第2の問題意識からも導き出されるが、個々ばらばらに論じられるコーポレート・ガバナンス論は、果たして有効に作用する論なのであるか、そして、それぞれの利害関係者が各々の利害を中心に企業に影響力を行使する状況が、果たして最良の企業経営に導く結果になるのかという疑問を生み出すことにもなる。くわえて、特に第2の問題意識から、企業不祥事によって負の影響を受けるのは、第一義的利害関係者だけではなく第二義的利害関係者ではないかという疑問も導かれる。もしかすると、最近の企業不祥事を深く検討することにより、第二義的利害関係者の方が、企業不祥事の与える規模も深刻度も大きいことがわかるのかもしれないとの感触をも持っている。

このように考えると、従来のコーポレート・ガバナンスの枠組みで論じていることが妥当な

図2 コーポレート・ガバナンス問題に対するアプローチと浸透



(出所) 筆者作成。

のかという疑問がわいてくる。これが第3の問題意識である。

#### 1.4 コーポレート・ガバナンスの基礎的な概念

私は、上記のような3つの問題意識を考えると、従来のコーポレート・ガバナンス論には、共通した基礎的な概念が欠けているのではないかと考えるに至った。つまり、その概念が共有されていないからこそ、各学問領域では学際的な研究が劇的に進むこともなく、各利害関係者間では各々の利害による企業へのアプローチが行われ、個別課題の多様化でコーポレート・ガバナンス論の確立はおろか、分散化および拡散化が起こっている。また、このような状態では、企業の本質を捉えることも、企業経営に役立たせることもできるはずがない。

そこで、私は、市民社会という概念を用いてコーポレート・ガバナンスを考えることに着目した。その概念を用いることで、図2のように、コーポレート・ガバナンスの各領域を周辺に浸透させ、最終的に企業と社会や企業経営自体に有効なコーポレート・ガバナンスを確立することができると思うのである。

本稿では、このような3つの問題意識と道筋を基にして、まず、市民社会論を経営学的に応用し、コーポレート・ガバナンスと市民社会の関係を明らかにした論<sup>3</sup>を発展させ、この研究から明らかにされたコーポレート・ガバナンス論をより実効性のあるものとするための、コーポレート・ガバナンス政策論（コーポレート・ガバナンス論、コーポレート・ガバナンス原則論、経営法学を内包した概念）という考え方を提示することに力を入れることにする。

## 2 コーポレート・ガバナンスの新たな展開

### 2.1 コーポレート・ガバナンスと市民社会

私は、これまで、小島大徳『市民社会とコーポレート・ガバナンス』文真堂、2007年、の第Ⅲ部において、コーポレート・ガバナンスと市民社会の関係を論じた。この関係などについては、そこでの論を参照していただくとして、ここでは結論だけを示す。それは、企業を中心とした市民との契約関係を中心に、市民が企業経営に対して関与するアプローチ方法（抵抗権および改革権など）を保有し実行することが可能

となる理論であり、これを「市民社会による企業の統治に関する理論（市民統治）」と名づけている。この市民統治は、市民が企業に対して、間接的に自由と人権を最大限に保障し、企業活動による経済的受益を受けることを保障するものである。つまり、企業活動を行うことを許しているのは、こうした市民の企業との契約があるからなのである。

市民は企業に対して、直接的に抵抗権と改革権を有することになる。これにより、現代における企業経営に対する市民の参加が正当化されることになる。これは、市民の改革権が行使されているからである。また、企業の社会的責任や企業倫理の確立などは、時代の要請という漠然とした概念が、企業の意識改革を生んでいるというよりも、むしろ市民による改革権の表れであるといえよう。しかし、こうした改革権が行使されても、企業は複雑化している社会システムのなかで無力であることもある。そこで登場するのが抵抗権である。抵抗権は、消費者不買運動や労働組合でのストライキなどの諸活動が当てはまる。

これらの改革権と抵抗権を具体的に制度化していかななくてはならないし、近い将来、このような議論がわき起こってくると考えている。その一端が、近年制度化されている。それは、アメリカにおける内部告発者保護制度である。そして、日本でも内部告発制度を確立させようとする気運が高まっている<sup>4 5</sup>。

## 2.2 コーポレート・ガバナンス政策論の誕生

さて、本稿で中心的に取り上げているコーポレート・ガバナンスは、企業不祥事への対処と企業競争力の強化とを持ち合わせる企業経営システムの構築を目的としている。経営学界だけではなく実務界でも、外部者による監視・監督や、内部者による透明性・効率化などを中心に議論が行われている。しかし、近年の企業不祥事は、これらのシステムによって発見されたわけでも、解決がなされたわけでもなかった。具

体的には、内部告発によって不正が明るみに出て、マスメディアによって経営者の辞任が繰り返されている。そうすると、このコーポレート・ガバナンスに関する研究が盛んに議論されても、その成果が生かされていないのではないかと、その疑問が沸き上がらなければならない。しかし、どういうわけか、この事実について皆が口をつぐむ。そこで私は、この事実を認めることから研究を行わなければならないというスタンスをとってきた。そして、その前提となるのが、市民社会を前提とした企業の存続という研究方針であった。

私がこれら研究をするにつれて、今までのコーポレート・ガバナンスの研究を真に企業経営に役立たせ、企業と市民が共存する社会システムを構築し、さらなる企業と社会の発展を目指すには、新たに3つの研究課題に取り組みねばならないと痛感した。その私に取り組みねばならない研究課題は、(1) 経営法学、(2) コーポレート・ガバナンス原則論、(3) コーポレート・ガバナンス政策論、である。厳密に言えば、これらの学問は未だ無いに等しいのであるから、学問分野の確立を目指すということになるであろう。

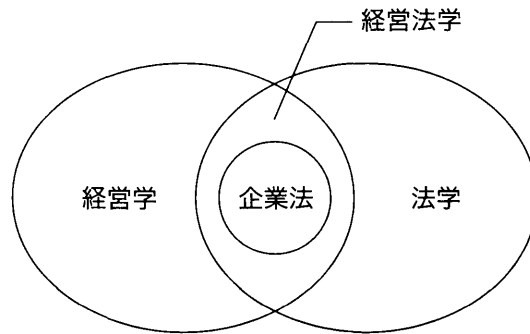
## 3 経営法学

### 3.1 経営法学の概要

経営法学という言葉は法学の世界で見受けられる。そこでは、企業法や経済法などといった、企業活動を行う上で必要とされる法律を扱う分野とされている。だが、私の言う経営法学は全く違う。誤解を恐れずにいうならば、経営学と法学の融合である。

私は、常々不満に思うことがある。企業の存立の基盤となる法律が改正されても、経営学者のそれに対する対応や反応はどうであろうか。そこにおいて、法改正に反対という言葉が聞かれないばかりか、制度の説明に終始するだけなのである。近年は、さまざまな企業不祥事が起

図3 経営法学の概念図



(出所) 筆者作成。

こり、「企業は悪」というイメージがつきまとう。その最中で改正された企業法制度というのは、企業の経営活動を縛るものであることが多い。現実にはそのような改正がなされている。私たちは、企業の存在理由や発展過程を研究しているのであるが、その歴史的な流れを考慮することなく、その場の雰囲気や企業法制度が改革されることがある。さまざまな意見があることは承知しているが、敢えて言うならば、コーポレート・ガバナンスの根底にある経営者支配を助長する改正が行われていることなどが問題であろう。

経営学では、コーポレート・ガバナンスや企業システムに関して、多くの研究が蓄積されている。今までのような企業経営に役立たせるといった観点や、社会科学を進展させるという意味での研究も、もちろん重要である。しかし、企業の存続や経営の守備範囲を規定しているのが企業法制度であるのだから、経営学者は果敢にこの問題に立ち向かっていかなければならない。今こそ、私たち経営学者が、法の世界に踏み出して、新たな企業と社会を形成しようとする時期に来ているのではないだろうか。

### 3.2 経営法学の捉え方

ここで、1つの問題提起をしよう。複雑に絡み合った企業経営において、企業法はなにも法学の世界だけのものではない。図3のように、

経営学と法学が重なり合った部分が経営法学と呼ぶ分野であるとするべきである。そして、この経営法学において、企業目的観や企業運営論などを基にして中心的な役割を果たすのが、コーポレート・ガバナンス論であるように感じている。最終的に最低限の企業経営のルールが法律によって規定されるという大陸法系の流れをくむ日本においては、この図式を頭に入れた上で、コーポレート・ガバナンスを語ることも必要であろう。そして、その上で経営学を考えるとというロジックが、今後において求められていくのである。

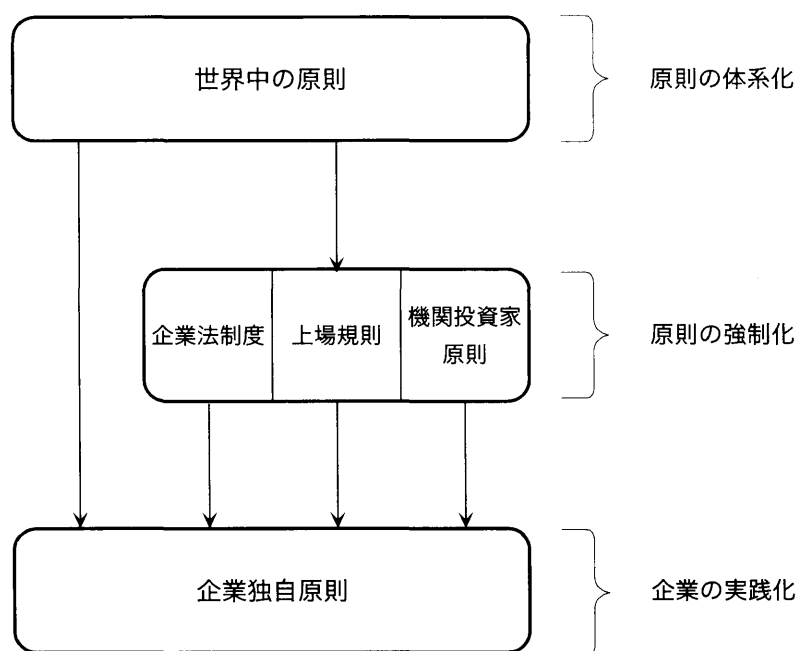
もちろん、これは日本における枠組みとして理解するべきである。なぜならば、アメリカやイギリスにおいては、上場規則などの形で経営学などの視点が多く採用され活用されている事実が見受けられるからである。しかし、このような英米法の流れをくむ国々との国際比較を行い、日本独自の学問領域を確立し、深化させていく必要もあろう。

## 4 コーポレート・ガバナンス原則論

### 4.1 コーポレート・ガバナンス原則論の全体像

コーポレート・ガバナンス原則論の目的は、おもに企業側のコーポレート・ガバナンス構築をいかにするべきかである。具体的には、大き

図4 コーポレート・ガバナンス原則論の全体像



(出所) 筆者作成。

く(1)原則の体系化、(2)原則の強制化、(3)企業の実践化、の3つに分類することができる。まず、(1)では世界中で400以上も策定されている原則をひとつずつ紐解き、原則の体系を明らかにすることで、最良のコーポレート・ガバナンス構造を確立することに寄与する。その際には、世界標準原則なども重要な論点として浮かび上がってくることになる。また、(2)では原則を用いて各国・各地域のコーポレート・ガバナンス問題へのアプローチ体制を作り上げることに主眼が置かれる。今日の原則は、企業法制度だけではなく上場規則などでも各企業に対して強制力を持ち始めている。さらに、(3)では原則を用いた企業経営の姿を明らかにする。それにより、真のコーポレート・ガバナンス実践の形を提示することができよう。

コーポレート・ガバナンス原則論は、(1)を中心として総論部分の研究が積み上がってきている。これからは、体系化された原則が利害関係者によりいかに活用され、どのように企業経営に対して影響を与えているのかや、企業はい

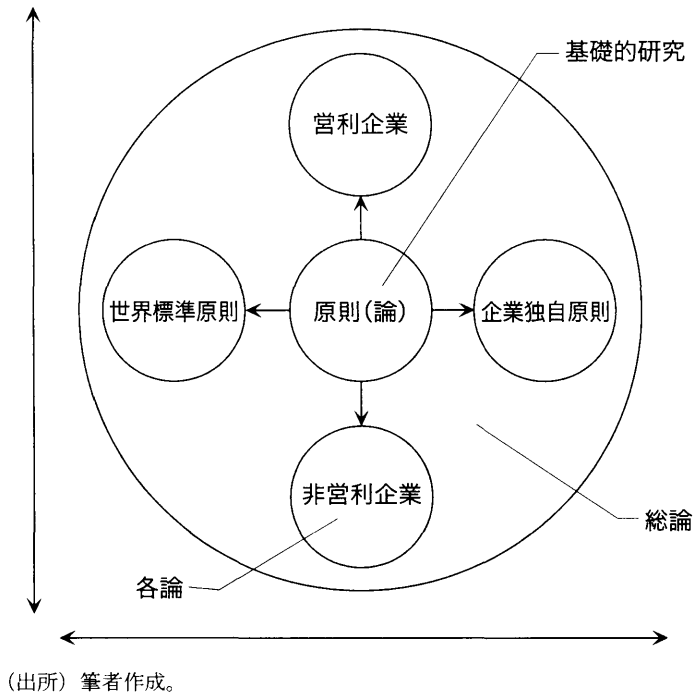
かにして原則を用いた企業経営を行っていくべきか、という研究の潮流にさしかかっている。

## 4.2 コーポレート・ガバナンス原則論の捉え方

コーポレート・ガバナンス原則論は、既に述べた経営法学で確立した基本的ルールにのっとり、企業経営を自由に行う上での指針となる原則である。だが、それだけではなく、世界中の原則が企業法や上場規則、機関投資家原則などに活用され、直接的にも間接的にも影響を与えている事実を考えると、経営法学とコーポレート・ガバナンス原則論は、全く無関係であるということではなく、むしろ両者が影響を与えながらよりよい企業経営システムを生み出していく関係だと考えられよう。

ともあれ、コーポレート・ガバナンス原則の研究は、多くの課題を提示し解決策へ導いてくれる。上述のような発展途上国のコーポレート・ガバナンスもその1つであるが、他にもさまざまな研究課題を提示してくれている。たとえば、

図5 コーポレート・ガバナンス原則論の各論



小島愛[2006d]によると、近年、医療・病院経営分野に原則が用いられているという。もはや原則も営利企業だけに適用されるものではないのだという驚きとともに、私はこれらの問題をも含めた課題に真摯に向き合っていかなければならないと決意している<sup>6</sup>。

#### 4.3 コーポレート・ガバナンス原則の分類とコーポレート・ガバナンスの範囲

今後、具体的にコーポレート・ガバナンス原則論を企業経営に役立たせていくためには、もう少し深い考察がいくつか必要である。そのために、私は現在のところ、2つの課題を解決することが必要であろうと考えている。第1に、既存のコーポレート・ガバナンス原則論のなかで、今まで論じてきたような全体的な研究とは別に、具体的な研究を行うことである。第2に、コーポレート・ガバナンス原則論とコーポレート・ガバナンス論との関係など、他の学問領域といかに関係するかという研究を行うことであ

る。

図6のように、原則は、国際機関、機関投資家原則、各国内原則の3つに分類することができる。これをより具体的に性格付けるならば、国際機関原則は最広義のコーポレート・ガバナンス、機関投資家原則は広義のコーポレート・ガバナンス、各国内原則は狭義のコーポレート・ガバナンスというようになる。

#### 4.4 コーポレート・ガバナンスの体系とコーポレート・ガバナンス原則論

図6をコーポレート・ガバナンスの体系に当てはめると、図7のように表すことができる<sup>7</sup>。図8は、世界の代表的な原則を詳細に検討した結果として、コーポレート・ガバナンスの体系として表したものである。

狭義のコーポレート・ガバナンスは、企業経営機構改革に焦点が集まる。そして、広義のコーポレート・ガバナンスは、企業経営機構改革、利害関係者、情報開示・透明性の3つの部を指

図6 コーポレート・ガバナンス原則の分類とコーポレート・ガバナンスの範囲

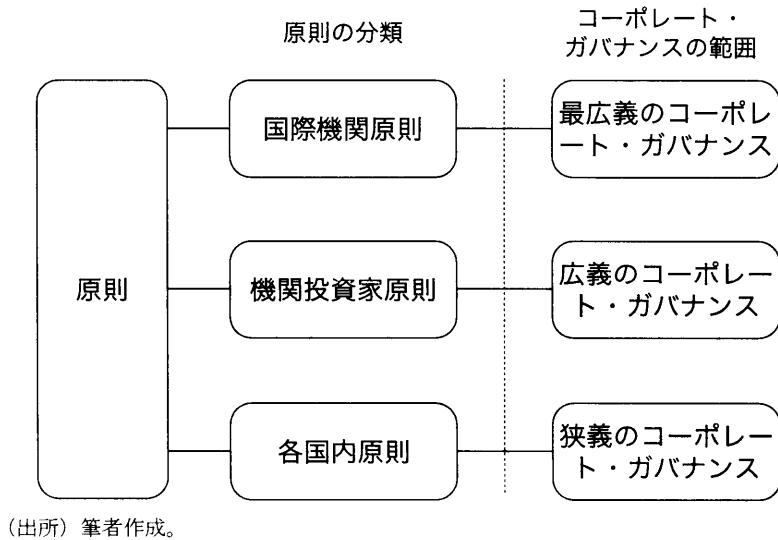
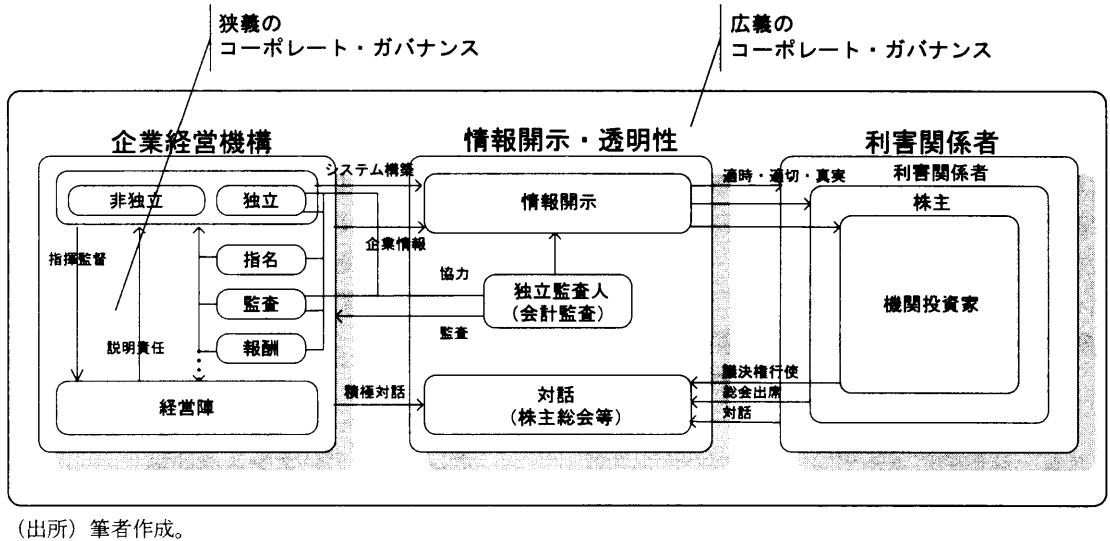


図7 コーポレート・ガバナンスの体系



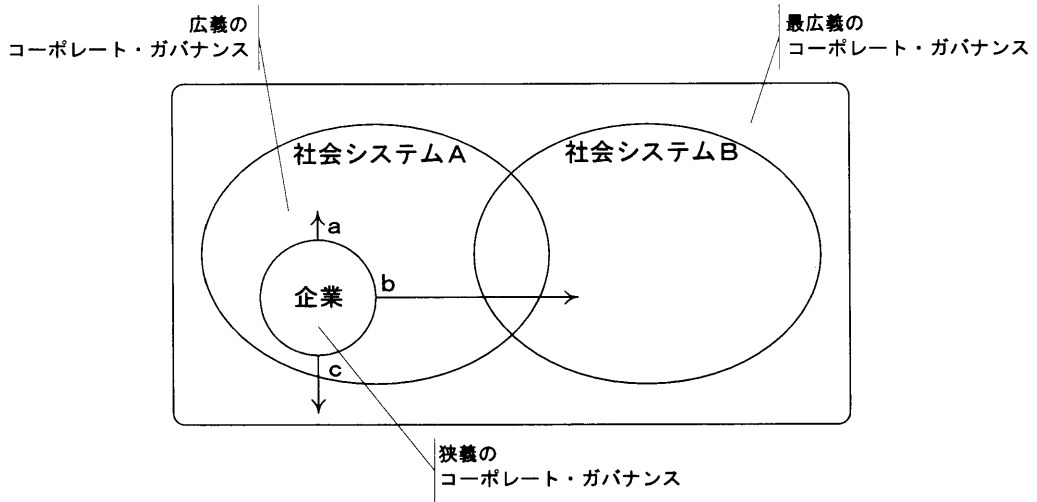
す。また、最広義のコーポレート・ガバナンスは、図8では表すことができないが、図8の社会システムとコーポレート・ガバナンスを論じた論文<sup>8</sup>により、複数の社会システムにまたがるコーポレート・ガバナンスを指すとしている。

これは図6のコーポレート・ガバナンス原則の分類によるコーポレート・ガバナンスの範囲

にも対応することになる。具体的には、世界標準原則は、最広義のコーポレート・ガバナンスであり、複数の社会システムにまたがる内容を包括し、社会システム共通のコーポレート・ガバナンスを浸透させようとする。また、機関投資家は、広義のコーポレート・ガバナンスであり、企業経営機構改革、利害関係者、情報開示・

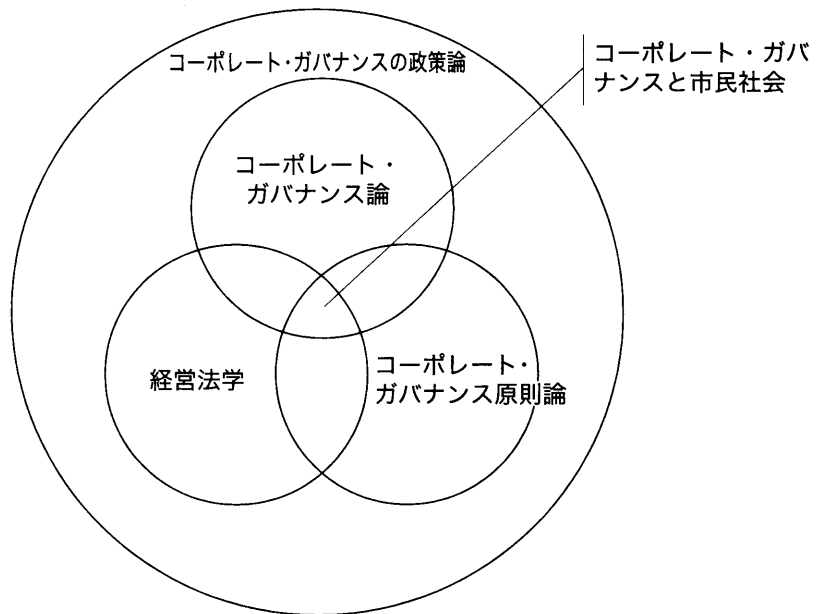


図8 社会システムとコーポレート・ガバナンス



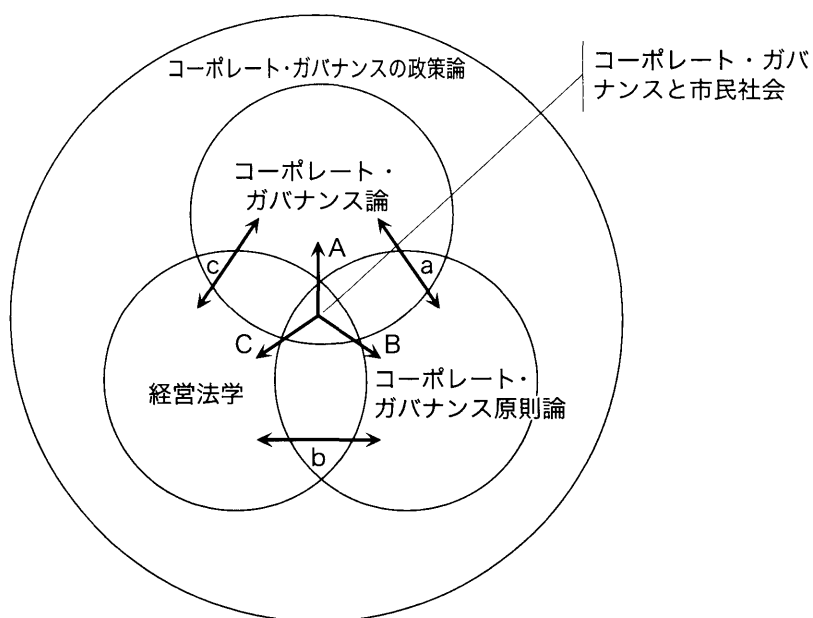
(出所) 筆者作成。

図9 コーポレート・ガバナンス政策論の全体像



(出所) 筆者作成。

図10 コーポレート・ガバナンス政策論と各領域



(出所) 筆者作成。

透明性の3つを構築しようとする。さらに、各国内原則は、主として企業経営機構改革に主眼が置かれ、独立取締役規定の導入など、個別的な企業経営のルールを構築しようとするのである。

ガバナンス政策論を深化させ、真の意味で企業経営にアプローチすることができる体系を確立する必要があると考えている。

## 5 コーポレート・ガバナンス政策論

### 5.2 コーポレート・ガバナンス政策論内部関係

#### 5.1 コーポレート・ガバナンス政策論の概要

コーポレート・ガバナンス政策論は、今後ますます大規模化し社会に影響を持つであろう企業が、その地位を明確にして市民社会との調和を図る方策を探ることに力点が置かれる。そして、市民社会だけではなく、それを基盤とした政府なども企業に監視ができる体制を構築させ、一方、企業も今まで以上に経営の自由を確保しつつ、セルフ・ガバナンスをすることができるコーポレート・ガバナンス構築に向きあうツールを手に入れることができるであろう。

今日、盛んに論じられているコーポレート・ガバナンス論の他に、本稿では、経営法学およびコーポレート・ガバナンス原則論について述べてきた。これをまとめ、より上位概念を含めた形で論じると、以下の通りとなる。

(1)コーポレート・ガバナンス論、(2) 経営法学、(3) コーポレート・ガバナンス原則論、の3つを含めたものを、(4)コーポレート・ガバナンス政策論、という。また、(1)から(3)の全てが重なり合う部分を(5)コーポレート・ガバナンスと市民社会を表す。今までのコーポレート・ガバナンス論は、必ずしも企業の実践には活用されない。そのため、このコーポレート・

図9は、既述のように、経営法学とコーポレート・ガバナンス原則論、そしてコーポレート・ガバナンス論の関係を示し、コーポレート・ガバナンス政策論の全体像を明らかにしたものである。先に、経営法学とコーポレート・ガバナンス原則論の関わりについて若干ではあるが言及したように、この3者は、それぞれお互いに

影響し合っている。これら全体の関係を明らかにしたとき、それぞれの学問分野を確立することができ、そして、それをコーポレート・ガバナンス政策論と呼ぶ土壌ができるものと期待している<sup>9</sup>。

### 5.3 コーポレート・ガバナンス政策論の相互関係と課題

これからのコーポレート・ガバナンスは、図10のように考えていく必要がある。しかし、本稿では、コーポレート・ガバナンス政策のなかの中心的な課題（コーポレート・ガバナンス論、経営法学、コーポレート・ガバナンス原則論）の3つについて、相互関係を明らかにする必要がある。

今後は、a.コーポレート・ガバナンス論とコーポレート・ガバナンス原則論、b.経営法学とコーポレート・ガバナンス原則論、c.コーポレート・ガバナンス論と経営法学の3つの相互関係を明らかにする研究に向かう必要がある。そして、これらの3つが確立することにより、数十年間議論が行われてきたコーポレート・ガバナンスの全体像が把握され、くわえて市民社会と企業の共生を目的とした社会システムが確立に向かうものと考えている。

## 6 次なる課題に向けて

### 6.1 コーポレート・ガバナンスと市民社会の今後の展開

本稿では、コーポレート・ガバナンス論、コーポレート・ガバナンス原則論、経営法学の3つから構成されるコーポレート・ガバナンス政策論の提示と全体像を明らかにした。もちろん今後は、(2)のコーポレート・ガバナンス政策論およびそれを構成する各学問を深化させる研究を行っていく必要がある。これが進んでいくことで、コーポレート・ガバナンスと市民社会を核としたコーポレート・ガバナンス政策論の確

立が行われていくであろうし、この両者は両輪の関係にあると考えている。

忘れてならないのは、コーポレート・ガバナンスは最終的に企業経営の実践を示し、役に立つものでなくてはならない。この課題に、精力的かつ積極的に研究者も参加する必要がある。もちろん研究者は、現実企業経営を執行するものではないため、そこに重点をおいた提言などを行う場面が少ない。しかし、コーポレート・ガバナンス政策論の一領域をなす経営法学などは、企業経営を形作るシステムそのものである。そうであるからこそ、研究者は、客観的かつ論理的に社会と企業を見つめ、人類と企業の発展に寄与できる役割を担うことができるのである。

### 6.2 コーポレート・ガバナンス論の今後の展開

なお、私は、コーポレート・ガバナンスを「所有と経営が分離している企業において、経営者が、企業不祥事への対処と企業競争力の強化とを目的としながら、企業に関わる利害関係者の利害調整を同時に達成しようとする企業構造を構築すること<sup>10</sup>」と定義してきたが、これも主語を経営者に限定している点について修正を迫られる可能性がある。そして、コーポレート・ガバナンスと市民社会の概念が確立するにつれて、最広義のコーポレート・ガバナンスの定義は、厳密に行っていく必要があると考えている。なぜならば、市民社会と多様な社会システム<sup>11</sup>が一体となったコーポレート・ガバナンスの構築という面を考慮に入れる必要があるからである<sup>12</sup>。

最後になるが、本稿で提示したコーポレート・ガバナンス政策論という研究課題が生きて、そして重要性が認識されるのも、今後の研究次第であるとも感じている。これらの課題に関して、今後、数年にわたる研究を精力的に行うことで、より具体化し新たな研究成果として世に送りたいと考えている。

## 注

<sup>1</sup> 私は、コーポレート・ガバナンスを「所有と経営が分離している企業において、経営者が、企業不祥事への対処と企業競争力の強化とを目的としながら、企業に関わる利害関係者の利害調整を同時に達成しようとする企業構造を構築すること(小島大徳[2004a] i 頁)」とひとまず定義している。

<sup>2</sup> 小島大徳[2007b]

<sup>3</sup> 小島大徳[2007b], 小島大徳[2007c], 小島大徳[2007d] なお、これらについては、小島大徳[2007a] 第10章から第12章においてコーポレート・ガバナンスと市民社会の関係を体系立てて論じている。

<sup>4</sup> 小島大徳[2007d]

<sup>5</sup> コーポレート・ガバナンスと市民社会の関係などについては、小島大徳[2007a]を参照していただきたい。

<sup>6</sup> 原則を研究すると、多くのコーポレート・ガバナンスの未解決問題は解決に向かうことができる。繰り返しになるが、原則の研究は、コーポレート・ガバナンスの基礎的研究に役立つのである。そして、そこで得られた知見は、全世界における企業のコーポレート・ガバナンス構築に必ず役立つのである。なお、コーポレート・ガバナンス原則論の確立過程(コーポレート・ガバナンス原則論が基礎研究から総論、そして各論に向かう過程)については、小島大徳[2006e]を参照のこと。

<sup>7</sup> 図7は、私がコーポレート・ガバナンスの構築といった場合に、おおむね企業経営機構改革、利害関係者、そしてその両者を繋ぐ情報開示・透明性という範囲内に収まるというものを示したものである。これについては、小島大徳[2004a]135頁を参照のこと。

<sup>8</sup> 小島大徳[2007b]

<sup>9</sup> この中心的な位置を占めるのが、コーポレート・ガバナンスと市民社会である。この市民社会の合意や支持があってこそその企業経営であるし、もしその視点が今まで欠けていたとするならば(私はその視点を欠いていた部分が企業不祥事であると考えているが)、今一度、企業経営の基本を真剣に見つめ直す必要がある。

<sup>10</sup> 小島大徳[2004a] i 頁

<sup>11</sup> コーポレート・ガバナンスと社会システムについては、最広義のコーポレート・ガバナンスを中心に実施されていくべきである。なぜならば、概念を確立することも急がねばならないという視点をもっとも重視しなければならないと考えているからである。

## 参考文献

- 飯富順久編著[2007]『経営学の新展開』税務経理協会。
- 飯富順久・平田光弘他『コーポレート・ガバナンスとCSR』中央経済社。
- 菊池敏夫・平田光弘編著[2000]『企業統治の国際比較』文眞堂。
- 小島大徳[2007a]『市民社会とコーポレート・ガバナンス』文眞堂。
- 小島大徳[2007b]「コーポレート・ガバナンスの基礎理論—市民社会と社会システム—」『国際経営フォーラム』第18号, 神奈川大学経営学部, 2007年, 89-106頁。
- 小島大徳[2007c]「コーポレート・ガバナンス原則と市民社会」『国際経営フォーラム』第18号, 神奈川大学経営学部, 2007年, 49-68頁。
- 小島大徳[2007d]「市民社会による企業統治」『国際経営論集』第33号, 神奈川大学経営学部, 2007年, 33-51頁。
- 小島大徳[2006a]「コーポレート・ガバナンスと機関投資家—役割と責任を果たす制度整備に焦点をあてて—」『国際経営論集』第31号, 神奈川大学経営学部, 169-195頁。
- 小島大徳[2006b]「世界標準コーポレート・ガバナンス原則の誕生と概念—国際会議のコーポレート・ガバナンスに関する合意と役割—」『国際経営フォーラム』第17号, 神奈川大学国際経営研究所, 109-126頁。
- 小島大徳[2006c]「アジアにおける企業統治—アジア・コーポレート・ガバナンス白書を中心として—」日本経営教育学会編『経営教育と経営の新課題—経営教育研究9—』学文社, 131-153頁。
- 小島大徳[2006d]「コーポレート・ガバナンス原則」佐久間信夫編著『現代企業論の基礎—現代経営基礎シリーズ2—』学文社, 114-136頁。
- 小島大徳[2006e]「コーポレート・ガバナンス論の確立に向けて」『国際経営論集』第32号, 神奈川大学経営学部, 39-60頁。
- 小島大徳[2005a]「新OECDコーポレート・ガバナンス原則」『国際経営論集』第29号, 神奈川大学経営学部, 93-118頁。
- 小島大徳[2005b]「国際機関におけるコーポレート・ガバナンス問題への取り組み—世界標準原則の構築に向けて—」『国際経営フォーラム』第16号, 神奈川大学国際経営研究所, 89-110頁。
- 小島大徳[2005c]「コーポレート・ガバナンス原則の新展開」『アジア経営学会誌』第11号, アジア経営学会, 129-137頁。

- 小島大徳[2005d]「タイのコーポレート・ガバナンス」佐久間信夫編著『アジアのコーポレート・ガバナンス』学文社, 168-193頁.
- 小島大徳[2005e]「コーポレート・ガバナンスと情報開示・IR活動」『国際経営論集』第30号, 神奈川大学経営学部, 1-36頁.
- 小島大徳[2004]『世界のコーポレート・ガバナンスー原則の体系化と企業の実践ー』文眞堂.
- 小島愛[2007]「コーポレート・ガバナンスと病院経営の実践ーイギリスのファンデーション・トラストに焦点を当ててー」『比較経営研究』第31号, 日本比較経営学会, 65-82頁.
- 小島愛[2006a]「病院経営とメディカル・ガバナンスーコーポレート・ガバナンス論の応用ー」『商学研究論集』第24号, 明治大学大学院商学研究科, 339-354頁.
- 小島愛[2006b]「日本における病院経営とガバナンスーメディカル・ガバナンスの基礎的研究ー」『明大商学論叢』第88号特別号, 明治大学商学研究科, 103-114頁.
- 小島愛[2006c]「イギリスの病院経営におけるコーポレート・ガバナンスの新展開ーファンデーション・トラストの経営機構改革ー」『商学研究論集』第25号, 明治大学大学院商学研究科, 223-236頁.
- 小島愛[2006d]「イギリスの病院経営における経営参加とコーポレート・ガバナンスーファンデーション・トラストの情報開示・透明性ー」『医療と社会』Vol.16 No.2, 医療科学研究所, 213-226頁.
- 佐久間信夫[2006]『アジアのコーポレート・ガバナンス』学文社.
- 高橋和之[2005]『立憲主義と日本国憲法』有斐閣.
- 平田光弘[2007a]「日本のコーポレート・ガバナンスを考える」『研究紀要』第3号, 星城大学経営学部, 5-26頁.
- 平田光弘[2007b]「日本企業におけるCSR経営の実践ーオムロングループと京セラグループの事例ー」東洋大学経営力創成研究センター編『企業競争力の研究』中央経済社.
- 平田光弘[2006a]「CSR時代と松下幸之助」『論叢松下幸之助』第5号, PHP総合研究所第一研究本部, 25-53頁.
- 平田光弘[2006b]「新たな企業競争力の創成を目指す日本の経営者の三つの課題」『経営力創成研究』第2号, 東洋大学経営力創成研究センター, 59-71頁.
- 平田光弘[2006c]「コーポレート・ガバナンスとコンプライアンス経営」経営能力開発センター『戦略的経営課題』中央経済社.
- 平田光弘[2003]「コンプライアンス経営とは何か」『経営論集』第61号, 東洋大学経営学部, 113-127頁.
- 平田光弘[2002]「日米企業の不祥事とコーポレート・ガバナンス」『経営論集』第57号, 東洋大学経営学部, 1-15頁.
- 平田光弘[2001a]「OECDのコーポレート・ガバナンス原則」『経営研究所論集』第24号, 東洋大学経営研究所, 277-292頁.
- 平田光弘[2001b]「21世紀の企業経営におけるコーポレート・ガバナンス研究の課題ーコーポレート・ガバナンス論の体系化に向けてー」『経営論集』第53号, 東洋大学経営学部, 23-40頁.
- 平田光弘[2000]「1990年代の日本における企業統治改革の基盤作りと提言」『経営論集』第51号, 東洋大学経営学部, 81-106頁.
- 中村瑞穂著[2005]『企業倫理と企業統治』文眞堂.
- 藻利重隆[1984]『現代株式会社と経営者』千倉書房.
- 森本三男[1994]『企業社会責任の経営学的研究』白桃書房.
- 吉森賢[2005]『経営システムー経営機能ー』放送大学教育振興会.

## 外国語論文

- KOJIMA, Hirotoku, "Principle of Corporate Governance", *International Management Review*, No.33, Faculty of Business Administration, Kanagawa University, 2007, pp.11-32.
- OECD[2004], *OECD Principles of Corporate Governance*, Organisation for Economic Cooperation and Development.
- OECD[1999], *OECD Principles of Corporate Governance*, Organisation for Economic Cooperation and Development.